

東京都水道局設計等委託成績評定要綱

22 水建技管第 40 号

平成 22 年 7 月 16 日

平成 23 年 12 月 5 日改正

平成 27 年 3 月 23 日改正

平成 28 年 3 月 31 日改正

平成 31 年 3 月 26 日改正

令和 2 年 5 月 13 日改正

令和 5 年 7 月 31 日改正

令和 7 年 3 月 27 日改正

(6 水建技管第 915 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都水道局工事施行規程（昭和 46 年水道局管理規程第 31 号。以下「工事施行規程」という。）第 33 条で準用する第 29 条の 2 及び東京都水道局財務規程（昭和 35 年水道局管理規程第 22 号。以下「財務規程」という。）第 281 条の 7 の規定に基づき、工事施行規程第 32 条に規定する委託（以下「設計等委託」という。）契約に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、担当課長、担当課長代理及び担任者（以下「担当者」という。）並びに検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第 2 条 評定は、一件の起工金額が 200 万円を超える設計等委託業務について行う。

(定義)

第 3 条 この要綱において、担当課長とは当該設計等委託を所管する課長、担当課長代理とは当該設計等委託を所管する課長代理、担任者とは当該設計等委託において、受託者に指示、承諾又は協議の処理を担当する職員をいう。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、工事監理等業務委託においては、担当課長を総括監督員、担当課長代理を副総括監督員、担任者を監督員と読み替えて準用する。

- 一 担当課長
- 二 担当課長代理
- 三 担任者
- 四 財務規程第 268 条第 1 項の規定により指定を受けた検査員

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 担当者は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- 二 検査員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第6条 設計等委託の区分は、次のとおりとする。

- 一 土木工事に係る設計、測量及び地質調査（以下「土木区分」という。）
- 二 建築及び設備工事に係る設計（以下「営繕区分」という。）
- 三 工事監理等業務（以下「監理区分」という。）

2 設計等委託成績評定表の様式は、次のとおりとする。

- 一 土木区分 土-1号様式から6号様式まで
- 二 営繕区分 営-1号様式から5号様式まで
- 三 監理区分 監-1号様式から5号様式まで

3 評定者は、前項各号の様式をもって、次条から第10条までの規定により評定を行う。

(担当課長代理及び担任者の評定内容及び方法等)

第7条 担当課長代理及び担任者（以下「担当課長代理等」という。）は、採点表（土-3号様式及び4号様式、営-3号様式並びに監-3号様式）中、次の評価項目について評定を行う。

- 一 土木区分 「実施能力」、「実施状況」、「説明調整能力」、「取組姿勢」及び「成果品の品質」
- 二 営繕区分 「業務の実施能力」、「業務の実施状況」及び「業務目的の達成度」
- 三 監理区分 「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢・社会性」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

2 担当課長代理等は、評定の結果を担当課長へ報告する。

(担当課長の評定内容及び方法等)

第8条 担当課長は、前条により担当課長代理等の行った評定の結果等を総合的に判断し、設計等委託成績評定表（土-2号様式、営-2号様式及び監-2号様式）の各評価項目について評定を行う。

2 担当課長は、前項の設計等委託成績評定表の評価項目中「事故等による減点」について評定を行う。

3 前項の評定は、採点表（設-3号様式）により行う。

4 担当課長が、第1項及び第2項の規定により評定した結果をもって、担当者の設計等委託成績評定とする。

(検査員の評定内容及び方法等)

第9条 検査員は、採点表（土-5号様式、営-4号様式及び監-4号様式）中、次の評価項目について評定を行う。

- 一 土木区分 「品質管理」及び「成果品の品質」
- 二 営繕区分 「業務目的の達成度」

三 監理区分 「専門技術力」、「管理技術力」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

- 2 検査員が、前項の規定により評定した結果をもって、検査員の設計等委託成績評定とする。
- 3 検査員は、全ての検査を完了した後、検査員としての評定点を担当課長へ送付する。

(評定結果の取りまとめ)

第10条 担当課長は、担当者の評定点と検査員の評定点とを取りまとめ、設計等委託成績評定報告書(土-1号様式、営-1号様式及び監-1号様式)に評定結果を記録する。

- 2 担当課長は、前項の規定による取りまとめの際、検査員の評定結果等について確認する。

(評定結果の報告)

第11条 担当課長は、評定の結果について、当該設計等委託を主管する部(所)の長へ報告する。

(評定結果の送付)

第12条 担当課長は、評定の結果を設計等委託成績評定報告書(土-1号様式、営-1号様式及び監-1号様式)及び設計等委託成績評定表(土-2号様式、営-2号様式及び監-2号様式)により、当該設計等委託の検査事務を主管する課長へ送付する。

- 2 担当課長は、評定の結果を設計等委託成績評定報告書(土-1号様式、営-1号様式及び監-1号様式)及び設計等委託成績評定表(土-2号様式、営-2号様式及び監-2号様式)により、当該設計等委託の契約事務を主管する課長を通じて、経理部契約課へ送付する。

(評定結果の通知)

第13条 当該成績評定の通知者(以下「通知者」という。)は、設計等委託成績評定通知書(設-1号様式)及び項目別評定点表(土-6号様式、営-5号様式又は監-5号様式のいずれか)により、担当課長を通じて、速やかに当該設計等委託の受託者へ評定の結果を通知する。

- 2 通知者は、当該設計等委託を主管する課が属する部(所)の長とする。ただし、課長級の職員を充てている所の長に委任されている契約においては、通知者は当該所の長とする。

(評定通知の説明)

第14条 受託者は、担当課長に対し、評定の内容について、前条第1項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間の末日が、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の東京都の休日に当たるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。)に説明を求めることができる。

- 2 担当課長は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 担当課長は、第1項の規定により説明を求められた内容が検査員の評定結果に関するものである場合は、事前に検査員に評定の結果及び内容等について確認する。

(通知者への苦情申立て)

第15条 受託者は、前条第2項の規定による説明に苦情があるときは、通知者に対して苦情の申立てをすることができる。

- 2 受託者は、前項に規定する苦情の申立てをする場合は、第13条第1項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、別記様式第1の苦情申立書を担当課長に提出しなければならない。
- 3 受託者は、第1項に規定する苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を苦情申立書に添付するものとする。

(局工事等成績評定苦情審査委員会の設置等)

- 第16条 東京都水道局(以下「局」という。)は、前条第1項に規定する苦情の申立てに厳正かつ公正に対応するため、局に局工事等成績評定苦情審査委員会(以下「局委員会」という。)を置く。
- 2 通知者は、苦情申立てがあった場合は前項の局委員会へ付議し、その意見を聴かなければならない。
 - 3 局委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(苦情申立てへの通知者の回答)

- 第17条 通知者は、第15条第1項の苦情の申立てへの回答に当たっては、局委員会の意見を十分検討し、その結果を書面により、担当課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならない。

(契約担当者等への再苦情申立て)

- 第18条 受託者は、前条に規定する回答に苦情があるときは、契約担当者等に対して再苦情の申立てをすることができる。
- 2 受託者は、前項に規定する再苦情の申立てをする場合は、前条の回答を受けた日の翌日から起算して14日以内に、別記様式第2の再苦情申立書を担当課長に提出しなければならない。
 - 3 受託者は、第1項の再苦情の申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を再苦情申立書に添付するものとする。

(東京都工事等成績評定苦情等検討委員会への意見聴取依頼)

- 第19条 契約担当者等は、前条第1項に規定する再苦情の申立てがあった場合は東京都工事等成績評定苦情等検討委員会(以下「都委員会」という。)における意見交換を依頼し、その意見を聴かななければならない。

(再苦情申立てへの契約担当者等の回答)

- 第20条 契約担当者等は、第18条第1項に規定する再苦情の申立てへの回答に当たっては、都委員会における意見を十分検討した上で、書面により、担当課長を通じて受託者に対し、速やかに回答しなければならない。
- 2 契約担当者等は、次条第1項の規定により設計等委託成績評定が修正された場合は、前項の書面にその修正した内容を記載しなければならない。この場合、同条第4項で準用する第13条第1項の通知と併せて回答する。

(評定の修正)

- 第21条 担当課長、検査員又はこれらに準ずる者(以下「修正者」と総称する。)は、第16条第2項の局委員会の意見若しくは第19条第2項の都委員会の意見を踏まえた結果又は次の各号の一によ

り設計等委託成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該設計等委託成績評定を修正することができる。

- 一 設計等委託成績評定通知後、受託者に起因する事故等が判明した場合
- 二 設計等委託成績評定通知後、成果物等に受託者の故意又は重過失により生じた契約不適合が判明した場合
- 三 評定の錯誤等により、設計等委託成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 修正者は、局委員会に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で当該設計等委託成績評定を修正する。

3 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合、それができる期間は、当該設計等委託業務の完了日から10年とする。

4 第1項の規定により設計等委託成績評定を修正する場合は、第10条から第13条までの規定を準用する。この場合において、第13条中「設-1号様式」とあるのは「設-2号様式」と読み替える。

(苦情申立てへの準用)

第22条 前条第1項各号の事由により修正した設計等委託成績評定に係る苦情申立手続は、第14条から前条までの規定を準用する。

2 第16条第2項の局委員会の意見を踏まえて、修正した設計等委託成績評定についての再苦情の申立ては、第18条の規定を準用する。

(修正後の委託成績評定)

第23条 第21条第1項の規定により修正した設計等委託成績評定の効力は、設計等委託成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日以後に締結される契約について適用する。

附 則 (平成23年12月5日付23水建技管第151号)

- 1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月23日付26水建技管第340号)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日付27水建技管第450号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月26日付30水建技管第563号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月13日付2水建技管第75号)

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

この要綱は、令和2年5月15日以後に締結される契約について適用する。

附 則（令和5年7月31日付5水建技管第258号）

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日付6水建技管第915号）

- 1 この要綱は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以降に契約を締結する設計等委託業務に適用する。